

## 議事日程第4号

平成27年3月20日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程及び提案理由の説明 1件

発議第1号 名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）の維持存続に向けた支援を求め  
る意見書

日程第3 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 10件

民生文教常任委員会付託事件 6件

議案第4号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第5号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第6号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第15号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 御嵩町教育長の勤務時間等に関する条例の制定について

議案第19号 御嵩町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定に  
ついて

総務建設産業常任委員会付託事件 4件

議案第3号 平成27年度御嵩町一般会計予算について

議案第7号 平成27年度御嵩町下水道特別会計予算について

議案第8号 平成27年度御嵩町水道事業会計予算について

請願第1号 高浜・美浜・大飯原発の再稼働の中止・撤廃を求める請願書

日程第4 議案の審議及び採決 7件

議案第13号 御嵩町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 御嵩町ふるさとみたく応援寄附金条例及び御嵩町基金条例の一部  
を改正する条例の制定について

議案第16号 御嵩町保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する等  
の条例の制定について

議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律  
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第20号 御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについて

議案第21号 工事請負契約の締結について

発議第1号 名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）の維持存続に向けた支援を求め  
る意見書

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（10名）

議長 加藤保郎	1番 高山由行	2番 山口政治
3番 安藤雅子	5番 柳生千明	6番 山田儀雄
7番 伊崎公介	9番 大沢まり子	10番 岡本隆子
12番 谷口鈴男		

欠席議員（1名）

8番 植松康祐

欠員（1名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 瀬瀬久美
教育長 高木俊朗	総務部長 寺本公行
民生部長 田中康文	建設部長 奥村悟
企画調整 担当参事 葛西孝啓	教育参事兼 学校教育課長 田中秀典
総務防災課長 山田徹	企画課長 各務元規
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 須田和男	亜炭鉱廃坑 対策室長 鍵谷和宏
税務課長 若尾要司	住民環境課長 大鋸敏男
保険長寿課長 加藤暢彦	福祉課長 佐久間英明
農林課長 石原昭治	上下水道課長 亀井孝年
建設課長 伊左次一郎	会計管理者 水野嘉博
生涯学習課長 田中宣行	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小木曾 昌 文

議会事務局書記 渡 辺 一 直

### 開議の宣告

議長（加藤保郎君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

なお、植松康祐議員から本日欠席する旨の届け出がありましたので、御報告いたします。

広報紙に掲載するための職員による撮影と、ケーブルテレビ可児より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可します。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

---

### 会議録署名議員の指名

議長（加藤保郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 山口政治君、3番 安藤雅子さんの2名を指名します。

---

### 追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（加藤保郎君）

日程第2、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として付議されました発議第1号を議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

発議第1号 名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）の維持存続に向けた支援を求める意見書について、議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長 小木曾昌文君。

議会事務局長（小木曾昌文君）

おはようございます。

本日お手元に配付しました御嵩町議会第1回定例会追加議案のほうをお願いいたします。そちらの2ページをお開きください。

発議第1号

名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）の維持存続に向けた支援を求める意見書

名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）の維持存続に向けた支援を求める意見書を次のとおり提出する。

平成27年3月20日提出

提出者	御嵩町議会議員	柳 生 千 明
賛成者	〃	大 沢 まり子
賛成者	〃	山 田 儀 雄
賛成者	〃	高 山 由 行

名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）の維持存続に向けた支援を求める意見書

モータリゼーションの進展や人口減少、少子高齢化の進行により、特に地方部においては輸送・利用人員が減少となり、鉄道事業者による不採算路線からの撤退（廃線）が顕在化し、公共交通事業をとりまく環境は年々厳しさを増している。

名古屋鉄道株式会社が運行する名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）は、利用者の減少による区間収支の悪化により存続が問題となっており、本町を含む沿線市町が名鉄広見線活性化協議会を設置し、運行の維持存続のため名古屋鉄道株式会社に対し毎年1億円の運行補助を行っている。併せてパークアンドライドなど駅の環境整備をはじめ工業団地・住宅地と駅とを結ぶコミュニティバス運行、観光誘客イベント、鉄道利用者運賃助成など多種多様な利用促進施策を展開しながら維持存続を図っているところである。

このようななか、近隣の高等学校9校で組織するPTA連合会から沿線市町首長及び議会議長に対し「運行継続に関する要望書」が提出され、さらに高校生の署名活動により1,000人を超える存続要望の署名が集まり沿線首長に提出されたところである。また、名鉄広見線活性化協議会が行った名鉄広見線沿線住民アンケート調査では、通院、買い物等日常の生活において重要な移動手段であるとし、沿線市町全体で7割を超える人が運行継続を望んでいる結果となった。

今後も人口減少・少子高齢化が一層進行し、自家用車依存の増大と公共交通の弱体化が想定されるなかで、安全で安心して住み慣れた地域で暮らし続けられる生活環境の確保や移動手段の確保は最も重要な施策であり、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）は沿線市町にとって必要不可欠な路線ある。しかしながら、多額な運行補助など維持存続に向けた取り組みは、地方財政が厳しくなるなかで重くのしかかり、沿線市町だけでは限界がある一方で、国及び県においては大手民間鉄道の不採算路線の運行維持への支援や施策には目が向けられていない状況にある。

よって、国及び県におかれてはこのような状況を十分に認識していただき、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）維持存続に向けた支援策及び財政的措置を早急に講じていただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月20日

岐阜県御嵩町議会

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

国土交通大臣様

財務大臣様

岐阜県議会議長様

岐阜県知事様

---

以上であります。

**議長（加藤保郎君）**

朗読が終わりましたので、発議第1号について提出者より説明を求めます。

5番 柳生千明君。

**5番（柳生千明君）**

ただいま意見書を読み上げていただいたとおり、名鉄広見線は利用者の減少により、本町を含む沿線市町が名鉄広見線活性化協議会を設置し、運行維持のために毎年1億円程度を払っております。そうした中で、鉄道利用者運賃助成など多種多様な利用促進策を講じながら維持存続を求めています。そうした中、近辺の高等学校9校の組織するPTA並びに生徒たちの署名により、沿線市町全体で7割を超える人が運行存続を望んでおります。こうした中、やはり私としても、国及び県においてこういうことを十分に認識していただきまして、維持存続に向けた支援対策及び助成措置を早急に講じていただくよう、ここに意見を述べさせていただきます。以上です。

---

**付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決**

**議長（加藤保郎君）**

日程第3、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました議案第3号から議案第8号までと、議案第15号、議案第18号、

議案第19号、請願第1号、以上10件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました10件について議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、それぞれの常任委員会委員長により順次報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

初めに、民生文教常任委員会付託事件の議案第4号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第5号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第6号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計予算について、議案第15号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 御嵩町教育長の勤務時間等に関する条例の制定について、議案第19号 御嵩町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、以上6件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 岡本隆子さん。

#### 民生文教常任委員会委員長（岡本隆子君）

民生文教常任委員会付託事件審査報告書。平成27年3月12日に開催された御嵩町議会第1回定例会において本委員会に付託された事件について、御嵩町会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

記1. 審査実施日、平成27年3月16日。

2. 審査事件名、議案第4号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第5号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第6号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計予算について、議案第15号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 御嵩町教育長の勤務時間等に関する条例の制定について、議案第19号 御嵩町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について。

3. 審査の経過、予算の審査に当たっては、予算書及び歳入歳出予算附属書類の説明を関係職員に求め、保険税や国庫・県支出金などの算定が的確になされているか、住民が賛成する内容であるか、適正かつ適切であるかなどを主眼に審査しました。

なお、主な意見及び質疑は次のとおりです。以下1番から6番、お目通しください。

4. 審査の結果、議案第4号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第5号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第6号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議

案第15号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第18号 御嵩町教育長の勤務時間等に関する条例の制定については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第19号 御嵩町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。以上です。

**議長（加藤保郎君）**

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

---

**議長（加藤保郎君）**

議案第4号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

---

**議長（加藤保郎君）**

議案第5号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 議長（加藤保郎君）

議案第6号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 谷口鈴男君。

#### 12番（谷口鈴男君）

1点まずお聞きしたいと思いますが、26年度から27年度に向けて保険料の徴収が13%増加すると。これは条例改正を伴った中での第6期の介護保険計画の当初に当たり、今後の平準化、それから介護保険の安定化を図っていくために、その制度改正に伴う保険料収入の増額という形をとっておりますけれども、これは議案第15号の介護保険条例の一部改正の制定と相まった内容になっておるかと思いますが、この条例改正に伴い、介護保険にかかわる財源がどのように変化していくのかということについてどのような議論がなされておるのか、委員長にお伺いをしたいと思います。

#### 議長（加藤保郎君）

民生文教常任委員会委員長 岡本隆子さん。

#### 民生文教常任委員会委員長（岡本隆子君）

財源につきましては、これは15条のほうでしっかり議論はしてきましたけれども、今回、15

条のほうで65歳以上の1号被保険者のほうが値上がりをしておりますが、全体として基準額に対する割合というのがふえているわけですけれども、財源については委員会で話し合っておりません。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

実は、従来の介護保険の歳入歳出の経緯を見ても、特に歳出の場合には保険給付費というのが平均4%から5%、その辺の伸び率で来ておると。これに対して保険料収入というのが13%という異常な形になっておる。さらに、今年度は基金積み立ての関係が約1,000万計上されてきておると。これをあわせて、今回の条例改正に伴って住民負担を強いてくる。そういうこれは一部条例改正と相まって、相当住民に対して、特に家庭を守り、子育てをし、そして一番中堅である経済の担い手に対して相当の負担をかけてくるものであると。したがって、その辺の議論をもう少しやってほしかったと思いますが、あとは議案第15号の関係で質疑いたしますので、この点については終わります。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

制度改正とその見直しによって、介護保険料の負担率が相当程度強化されてきた。これは今の特に町内の全般の平均収入、それから生活レベル、そういうものからするとかなり苛酷な状況になってくるということを考えますと、この27年度の特別会計につきましては、いわゆる本来住民のため、住民が賛成する内容であるかという審議目的からしても、これは決して許容されるものではないということで、私は反対をさせていただきたいと思います。

議長（加藤保郎君）

原案に賛成の方の発言を許します。

[挙手する者あり]

3番 安藤雅子さん。

**3番（安藤雅子君）**

これは確かに非常に大きな負担を住民に強いるものでありますが、介護保険そのものの成り立ちとか介護保険の仕組みからいっても、住民負担をお願いしながら、みんなでみんなを賄っていくという考えのもとにやっていくしか方法はないのかなというふうに私は理解をいたしました。確かに値上げの幅は今回大きいですが、それも国の基準に基づいたもので、御嵩町が特別高いということではありませんでしたので、私たちはそのように審議をさせていただいて、賛成をいたします。

**議長（加藤保郎君）**

ほかに討論ありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第6号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

---

**議長（加藤保郎君）**

議案第15号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

**12番（谷口鈴男君）**

今回の介護保険条例の一部改正につきましては、これは第6期の介護計画を策定する初年度としての地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するという大きな目的の中で提出されてきたものでありますし、ただ大事なことは、私どもはやはり地域で生活する立場の人間として、これは国の施策の一環として、当然、全国的に介護保険制度のあり方についての検討及びその実施についてそれぞれの地域で再検討しろということが基本になっております。しかし、あくまでもこの条例改正というのは自治事務でありますので、やはり町は町として独自に

その能力に応じた検討というものが必要じゃないかと。

そういう中で、執行部としては十分な検討の中で多分これを一部改正という形でとってこられたと思いますが、改正後の一番の主眼というのは、いわゆる低所得者への介護保険料の軽減強化といううたい文句の中でありますけれども、実質的には、いわゆる非課税世帯の中の所得水準が第1段階、一番メリットがあるのはその辺であります。しかし、世帯の構成率からすると、ほんのわずかであります。これに対して、いわゆる第5段階以降、これは年収が120万以上の課税世帯を含めて、ほとんどの世帯が相当高額な介護保険料の値上げになってくるという状況であります。この辺のところはもう少しやはり推移を見ながら対応していくべき本来は問題であって、一気に高額な保険料を住民に求めるというのは、これは制度改正といえども、若干納得いかないものがあると思います。したがって、この点について委員会でどのような議論がされたのか。

それから、この所得階層、第1段階から第10段階までを11段階に変更して、そして課税比率を11段階に分けてきた。いわゆる高額所得者に対しては、その比率を高くしておくと。これは基本的には累進課税みたいなものですので仕方がないにしても、中間層が一番大きな負担が実はかかってくるという実態についてどのような議論がされたのか、これをお聞きしたいと思います。

#### 議長（加藤保郎君）

民生文教常任委員会委員長 岡本隆子さん。

#### 民生文教常任委員会委員長（岡本隆子君）

この点につきましては、委員会でも大変議論といたしますか、協議をいたしました。その中で今回一番問題となったのが、やはり第6・7段階が一番旧保険料との差額が大きくなるわけですが、この点については、逆にこれまでが少ない、その基準額に対する割合が少な過ぎたのではないかということで、少なかったので、今回、負担はふえるわけですが、これは国の基準に従った割合でありまして、ここの部分のところを勘案するとなると、その分をどこかに上乘せしなければいけないということで、先ほど谷口議員も言われましたように、給付費が非常に伸びている中で、どこかでみんなで痛み分けをしなければいけないということです。国のほうでは9段階基準であるということですが、御嵩町では11段階まで所得段階を細かくしまして課税をしているということです。それから、近隣の町レベルでは全部が大体この割合での保険料となっています。

それから、今回、自治事務ということで、話し合ったこの保険料、介護保険の改正につきましては、これは第1号被保険者、65歳以上の保険料でありまして、これが今まで全体の割合の中で21%を占めていたのが、今度は22%になるわけです。それで、給付費がふえた上、この負

担割合もふえてきているということでこのような結果になりまして、やはり全体で痛み分けをしていくしかないということでもありますので、よろしく願いいたします。

**議長（加藤保郎君）**

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

**12番（谷口鈴男君）**

先ほどの委員長報告の中で、民生文教委員会のほうで十分な審議をされた経緯は見てとれます。しかし、先ほど私が質問の趣旨にしましたように、急激な制度変更と、今の経済状況の中で住民に高負担をかける、この辺のどちらの裁量をとるかの判断でありますけれども、基本的にはやはりもう少し状況を見ながらこれを細分化し、徐々に推移に合わせた変革を求めるべきだという基本的な姿勢を持っておりますので、やはり地域の住民に余り苛酷な負担が一気にかかるような状況というのは私どもは避けるべきだという点で、反対をしたいと思います。よろしく願いいたします。

**議長（加藤保郎君）**

原案に賛成の方の発言を許します。

[挙手する者あり]

7番 伊崎公介君。

**7番（伊崎公介君）**

住民に一気に負担をかけるべきではないというところは私も賛成したいところではありますが、先ほど、この保険料が13%上がることになると。これが谷口議員のおっしゃる急激な負担を強いるべきではないというところの根拠になっているかと思いますが、保険給付費は4%から5%毎年上がっていると。そうしますと、1年目は確かに4%、高いほうの5%と見ても8%しか変わらないわけです。ところが、これが5%ずつ上がっていくとなると、もうその時点で15%上がって13%を上回ってしまうということから、今この時点でこういう上げ幅はやむを得ないと思ひまして、私は賛成の意見とさせていただきます。

**議長（加藤保郎君）**

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第15号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 議長（加藤保郎君）

議案第18号 御嵩町教育長の勤務時間等に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号 御嵩町教育長の勤務時間等に関する条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 議長（加藤保郎君）

議案第19号 御嵩町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号 御嵩町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

---

## 議長（加藤保郎君）

続きまして、総務建設産業常任委員会付託事件の議案第3号 平成27年度御嵩町一般会計予算について、議案第7号 平成27年度御嵩町下水道特別会計予算について、議案第8号 平成27年度御嵩町水道事業会計予算について、請願第1号 高浜・美浜・大飯原発の再稼働の中止・撤廃を求める請願書、以上4件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

## 総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告をいたします。御嵩町議会議長 加藤保郎様、総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男。

平成27年3月12日に開催された御嵩町議会第1回定例会において本委員会に付託された事件について、御嵩町議会規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

1. 審査実施日、平成27年3月17日火曜日。
2. 審査事件名、議案第3号 平成27年度御嵩町一般会計予算について、議案第7号 平成27年度御嵩町下水道特別会計予算について、議案第8号 平成27年度御嵩町水道事業会計予算

について。

審査の経過、予算の審査に当たっては、予算書及び歳入歳出予算附属書類の説明を関係職員に求め、次の点に主眼を置いて審査しました。1つ、編成された予算が1つの施策だけに重点を置くようなものではなく、広く客観的に住民全体の立場に立った公平なものなのか。1つ、基本構想（計画）などに沿ったものか。1つ、使用料、国庫・県支出金などの算定が的確になされ、財源が確保されているか。1つ、町債の償還計画に確実性はあるか。1つ、決算審査意見等が反映されているか。

なお、主な質疑につきましては(1)から(3)までのとおりであります。お目通しをお願いいたします。

4. 審査の結果、議案第3号 平成27年度御嵩町一般会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第7号 平成27年度御嵩町下水道特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第8号 平成27年度御嵩町水道事業会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

続きまして、資料の7ページになります。

請願審査報告。御嵩町議会議長 加藤保郎様、総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男。

平成27年3月12日に開催された御嵩町議会第1回定例会において本委員会に付託された請願について、御嵩町議会規則第94条第1項の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

審査実施日、平成27年3月17日火曜日。

審査事件名、請願第1号 高浜・美浜・大飯原発の再稼働の中止・撤廃を求める請願書。

3. 審査の経過、討論を行い採決した。

4. 審査の結果、請願第1号 高浜・美浜・大飯原発の再稼働の中止・撤廃を求める請願書については、賛成者なしにより不採択すべきものと決定した。以上であります。

**議長（加藤保郎君）**

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

---

**議長（加藤保郎君）**

議案第3号 平成27年度御嵩町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 岡本隆子さん。

**10番（岡本隆子君）**

主な質疑の中にありますシルバー人材センター委託事業に伴う刈り草処理についてでございますが、これについてはどのような話し合いがされましたでしょうか。

**議長（加藤保郎君）**

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

**総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）**

それではお答えをいたします。

ただいまの質問は、シルバー人材センター委託事業に伴う刈り草処理についてということですが、これにつきましては特に除草費の関係で出てまいりました。これは予算書の46ページの委託料、シルバー人材センター委託料ということですが、委員会の議論としては、特に工業団地周辺の環境整備ということ不要木の撤去、さらに除草ということの内容でありましたので、これにつきましては、特にシルバー人材センターに対して事業委託の場合にその単価がどういう状況であったかということを中心に議論させていただいております。以上です。

[挙手する者あり]

**議長（加藤保郎君）**

10番 岡本隆子さん。

**10番（岡本隆子君）**

済みません、もう1点お伺いします。

景観修景と空き家対策についてはどのような話し合いがなされましたか。

**議長（加藤保郎君）**

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

**総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）**

特に景観修景につきましては、これは一定の地域内、特に宿場町の地域内について、将来的に宿場町の面影を残していくという長期的な事業の一環として景観修景というのが図られてきております。ただ問題なのは、物件等の所有者の心構えと、それからこれは財政負担を伴う事業でありますので、昨年も町が予想した予算規模を十分に消化することができなかったという問題があつて、今年度もしかし予算計上という形がとられておりますけれども、特に宿場町の中に空き家等があります。その空き家の有効利用ができないのかということで、宿場町にふさわしい修景ができないのかという議論をさせていただいております。

これは議論の中では出てきませんでしたけれども、本来は宿場町の整備については、全体の景観形成と、それからこれは地域限定という一つの枠組みがありますので非常に難しいんですけれども、将来的には修景条例等をつくって計画的に、執行部のほうへその計画的な事業推進

というものをむしろ議会のほうとしてお願いしていく必要があるんじゃないかなと、そんな思いを持っておりますが、そこまでの議論はしておりません。以上です。

**議長（加藤保郎君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号 平成27年度御嵩町一般会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

---

**議長（加藤保郎君）**

議案第7号 平成27年度御嵩町下水道特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号 平成27年度御嵩町下水道特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

---

**議長（加藤保郎君）**

議案第8号 平成27年度御嵩町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 岡本隆子さん。

**10番（岡本隆子君）**

水道未普及地域解消事業の給水加入見通しについてということですが、これは当初より減っているように聞いていますが、この点についてはどのような話し合いがされましたでしょうか。

**議長（加藤保郎君）**

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

**総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）**

ただいまの質問は、加入希望者が減少しておるといことですか。もともとは100%加入を目指して推進しておるこれは事業であります。私ども委員会として議論が出ましたのは、給水可能地域における加入戸数の問題、それから、加入戸数がまだ少ない段階で、塩素濃度が濃くなって水道水がまずいのではないのかというような実は意見が出ました。それについて執行部側の回答を求めたということであります。

給水加入見通しについては、これは私どもは今回の委員会では議論しておりません。この見通しについては、これは委員会ではどうのこうのということじゃなくて、執行部のほうで鋭意努力をしていただきながら、将来的な給水計画と、加入促進計画と、さらに御嵩町北東部の今後の定着人口増加策をとりながら、せっかくの施設ですので、有効な上水の利用、給水計画というものをさらに推進していただくということが一番の本源でありますので、私ども議会としてもそういう方向で協力をしていくべきだと思っておりますし、委員会としてはまだそこまでの論及はしておりません。以上です。

**議長（加藤保郎君）**

ほかに。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号 平成27年度御嵩町水道事業会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

---

**議長（加藤保郎君）**

請願第1号 高浜・美浜・大飯原発の再稼働の中止・撤廃を求める請願書を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 岡本隆子さん。

**10番（岡本隆子君）**

この報告書によりますと、審査の経過というところで、討論を行い採決したということですが、委員会で請願者の方に来ていただき説明を受けるなどされましたでしょうか。

**議長（加藤保郎君）**

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

**総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）**

今回、いわゆる請願を提出された高相さん以下4名の方が傍聴にお見えになりました。当委員会として参考人招致をしたわけでありませんので、そのような対応はとっておりません。以上です。

〔挙手する者あり〕

**議長（加藤保郎君）**

10番 岡本隆子さん。

**10番（岡本隆子君）**

どうして参考人を呼ばれなかったのでしょうか、その理由をお聞かせください。

**議長（加藤保郎君）**

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

**総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）**

参考人として来ていただくかどうかというのは委員会の判断ではありますが、事前に議員協議会のほうで話を出させていただいて、どういう対応をするかということはそれぞれの皆さんの意見を聞いた中で、特に請願に盛られておる特定原発の再稼働撤廃というようなことについて、これは非常に判断しかねる部分があるということで、私どもは、一応詳細な資料を提出していただいておりますので、それで十分判断できるというふうに考えておりました。

それともう1点は、紹介議員がございしますが、本来はもし必要なら紹介議員のほうからどうしても参加させていただきたいという申し込みがあればありますが、そういう経緯もなかったと。それから紹介議員のほうで本議会において今回の請願理由の説明を受けておりますので、それ以上のものは必要ないという判断のもとに参考人招致はしませんでした。以上です。

[挙手する者あり]

**議長（加藤保郎君）**

10番 岡本隆子さん。

**10番（岡本隆子君）**

もう1点ですが、議論の中でどのような理由で不採択すべきものとなったのか、もしお聞かせいただければお聞かせください。

**議長（加藤保郎君）**

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

**総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）**

これは討論から入っております。したがって、お互いに議論を交わすということでなくして、それぞれの委員の立場でそれぞれの意見を表明していただいて、そしてそれを集約して採決をさせていただいたという経緯であります。以上です。

**議長（加藤保郎君）**

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 岡本隆子さん。

**10番（岡本隆子君）**

私は、この請願に賛成の立場で意見を申します。

御嵩町は、秋から春にかけて原子力発電所が立地する若狭湾地域のいわゆる風下に当たりま  
すし、いただいた資料の中でも250キロ圏内に入っています。万が一事故が発生した際は、被  
害を受ける可能性の高い地域であると考えます。一たび原発事故が起きれば、大気に線が引け  
るはずもなく、大きな影響を受け、町民も御嵩町役場もその被害に巻き込まれるのではないか、  
そういうふうにな不安に思う町民から請願が上がってきているわけですので、私はそれに応える  
べきだと考えます。

また、御嵩町は環境モデル都市である。御嵩町だからこそ、再生エネルギーの推進について  
も一層進めていただきたいということについては働くべきではないかと考えますので、賛成を  
いたします。

**議長（加藤保郎君）**

採択に反対の方の発言を求めます。

[挙手する者あり]

1番 高山由行君。

**1番（高山由行君）**

私は、反対の立場で討論させていただきます。

反対の立場といいましても、なかなか今岡本議員の言われたことについてこれといった、心  
苦しいところもあります。原発は福島原発の事故を見ても大変恐ろしいもので、それは岡本  
さんの言ったとおりであります。例えば今、30キロ圏内の議論が進んでいる中、原発の地域  
の住民の意思を無視してそれを再稼働するとかしないとかという議論は、100キロ圏内とい  
いましても、遠く離れた地方議会のところでそれをやめるとかという議論はなかなか難しいこ  
だと思っております。

それともう1点、地元住民の雇用や仕事や、その予算どりの関係なども含めて考えますと、  
なかなかすぐとめるというわけにはいかないという立場から、またもう1つ、先ほど岡本議員  
もおっしゃってございましたけど、環境モデル都市、その2番目の請願の内容の意見書のところ  
のあれで、環境に対しての配慮を求めるとのことですが、御嵩町においても環境モデル都市  
ということでその政策は推進しております。それについて、とりたてて国のほうに意見書を提  
出するということはしなくてもいいんじゃないかと思って、請願には反対いたします。以上で  
す。

**議長（加藤保郎君）**

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第1号 高浜・美浜・大飯原発の再稼働の中止・撤廃を求める請願書の採択を行います。

本案に対する委員長報告は、不採択すべきものであります。

本案を原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数であります。したがって、請願第1号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定されました。

---

### 議案の審議及び採決

#### 議長（加藤保郎君）

日程第4、議案の審議及び採決を行います。

議案第13号 御嵩町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号 御嵩町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

**議長（加藤保郎君）**

議案第14号 御嵩町ふるさとみたけ応援寄附金条例及び御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

9番 大沢まり子さん。

**9番（大沢まり子君）**

この条例の中で、既に現行の条例にしましても、その4番目の項目に、その他目的達成のために町長が必要と認める事業の財源に充てる場合という項目がございまして、例えば今回、文化財を特化して4番目に組み込んであるわけですが、そうじゃなくても、町長が必要と認めればこれにも充てることできるという考えもあると思いますけれども、特化して文化財の保護ということをこの項目に入れられたということに関しまして、どのようなお考えであったかということをお聞きしたいと思います。

**議長（加藤保郎君）**

税務課長 若尾要司君。

**税務課長（若尾要司君）**

ただいまの大沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

現行の条例の第4条第2項でございませぬ、そちらの案件でけりがつくんではないかというお話がございました。私ども当然そういったことも考えましたけれども、今現在、くどい話になるかもしれませんが、そのあたりはお許しいただきたいんですけれども、まずもって御嵩町を町内外にアピールする際に、その資源という形で使わせていただいておりますものに文化財がございませぬ。その文化財が大いに御嵩町を町内外にアピールする素材になっているということがまず1点上げられます。

そんな中で、御嵩町の町内外へアピールする一つのキャッチフレーズといいますか、その中に「歴史と文化のまち御嵩」という大きな柱があります。その柱が、今のふるさとみたけ応援寄附金条例の中、それから基金の条例の中で表に出てきていない。確かに「環境」「高齢者」「子供たち」といったような文言はございますけれども、そんな中で、歴史と文化のまち御嵩ということ进行全面にこの段階でアピールして行って、さらに御嵩町をよく御理解いただき、ぜひその文化財をごらんになれるように御嵩町にも誘引したいですし、その文化財を守っていただく上でぜひ皆様方の御協力を仰ぎたいという思いの中でここを特化させていただくこととさせていただきますので、御理解いただきたいと思ひます。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

よくわかりました。御嵩町をアピールする一つの大きなものになっていくということであり  
ますね。外に向けてのふるさと納税でありますので、そういったことはよろしいかと思  
います。

これは入りのほうの条例でございますけれども、こういったものを文化財保護に充てるた  
めに使う場合の出のほうの形はどういうふうになっていくんでしょうか。

議長（加藤保郎君）

税務課長 若尾要司君。

税務課長（若尾要司君）

まさに提案理由の説明のときもそのあたりを十分御説明申し上げずには流したところはおわび  
申し上げるところでございますけれども、まずもって、まず受け皿といいますか、まず広くア  
ピールする部分で、ふるさとみたけ応援寄附金条例を開設させていただきます。それでまず受  
け口を広げます。その受け口を広げたものについては、基金条例の中でプールできる財布をつ  
くりました。いざ今度は使う側という御質問であったと思っておりますけれども、そちらにつ  
きましては、御嵩町文化財保護費補助金交付要綱というものがございしますが、そちらに国・  
県・町指定の文化財に対しての補助金の規定がございします。その中で取り扱いをさせて  
いただくということでございします。要綱でございましたので、議会の議決を要するもの  
ではございませんでしたので、私ども教育委員会と十分協議をさせていただいた中で体制  
をとらせていただいております。もし答弁漏れがございましたら、また御質問いただけたら  
というふうに思います。よろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

関連でございしますけれども、今の課長の答弁だと若干ちょっと後々問題が残るんじゃないか  
と思っておりますので、一度修正をお願いしたいと思っておりますが、文化財保護の場合、  
例えば国宝であるとか県の重要文化財だとか、そういうものの保全、維持、修理、  
そういうものについては国なり県なり町なりの事業に対する補助金、補助率というの  
が決められております。そういうものに従って町は町として対応していく。これが  
基本的なスタイルであります。今回のこの基金条例については、それにプラス上乗せ  
という部分の取り扱いという条項がケースによっては

出てくる可能性がありますので、その辺のところも、少なくとも今回の基金条例の改正については、その辺のところも含めた中での町の補助金要綱の運用という形をとっておいていただかないと、もし問題が起こった場合、困るのではないのかなと思いますので、その辺どうでしょうか。

**議長（加藤保郎君）**

税務課長 若尾要司君。

**税務課長（若尾要司君）**

先ほどの大沢議員の段階でそのあたりも少し触れておけばよかったんですけども、触れずにさらっと流してしまいましたので申しわけございませんでしたが、基本的には補助金交付要綱の中で、ふるさと応援寄附金を頂戴した部分については、現行の補助金交付規定にプラスしてこの基金を活用させていただき、文化財保護・保存に向けての事業の費用に上乗せをする形での交付を考えております。その部分につきましては、文化財保護費補助金交付要綱の中で新たに追加項目を設けさせていただいておりますし、通常のふるさと応援寄附金を活用した場合は、町が支出すべき金額の中にその寄附金が組み入れられた形での運用ということがほとんどでございますけれども、一部のといいますか、全国各市町村を少し調べた中で、ほんのわずかでございますが、私どもと同じように、この寄附金をうまく活用し、町として当然要綱に定められた形での補助率での補助金は出す、その上乗せとして皆さんからの温かいお心を加えて支出するというような形での条例並びに補助金交付要綱等々の制度を持つておるところがございまして、私どももそれに準じたといいますか、私どもの思いにも合致するというところでございまして、新たに加える、それから法的な部分でも問題がないというような体制をとらせていただいております。

またちょっといささか長くなりますけれども、国・県の補助金につきましては、当然、補助金の交付要綱がございまして、国が負担すべき金額、県が負担すべき金額、その残りをどうするのかという形がございまして、国・県の指定文化財に関しまして補助金の率というのは、国・県が定めた交付要綱等々に基づいた額で決定することができます。町と、それから所有者、あるいは管理者の方たちとの間での補助金の上乗せ、町が上乗せして一部経費を、所有者、それから管理者の負担を軽減させるというような措置を講ずることは可能ということになっておりまして、ルール上大きな問題はないというふうに考えております。

そんな形で、まず問口をつくり、貯金する場所をつくり、出の流れもつくり、そして最終的な結論は、御嵩町が文化財を一つ活用した形で新たなまちづくりのアピールをしていく。それから、所有者、管理者の方々が大変大きな負担になっている文化財維持、それから保存に向けての活動の支援をさらに厚くするという思いでおりますので、よろしく願いいたします。

**議長（加藤保郎君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号 御嵩町ふるさとみたけ応援寄附金条例及び御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（加藤保郎君）**

議案第16号 御嵩町保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号 御嵩町保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は10時30分とします。

午前10時21分 休憩

---

午前10時31分 再開

**議長（加藤保郎君）**

休憩を解いて再開します。

ここで、さきの本会議における発言について執行部より発言を求められておりますので、これを許可します。

生涯学習課長 田中宣行君。

**生涯学習課長（田中宣行君）**

先日の本会議のときに、上之郷中学校体育館以外、社会体育施設におきましてつり天井でないというふうに認識しているという御回答をいたしました。その後調査をしたところ、つり天井というふうに思われましたので、今後、必要な予算等を措置して、詳細に調査して検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。前回の発言を訂正のほうをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

**議長（加藤保郎君）**

教育参事 田中秀典君。

**教育参事兼学校教育課長（田中秀典君）**

ただいまの生涯学習課長の議事録修正の件でございますが、B&Gの体育館のつり天井につきましては、その後、B&Gのほうへ出向きまして調査しまして、つり天井ということがございますので、その旨議事録を訂正していただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

**議長（加藤保郎君）**

議案の審議及び採決を続けます。

---

**議長（加藤保郎君）**

議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（加藤保郎君）

議案第20号 御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 谷口鈴男君。

#### 12番（谷口鈴男君）

この辺地総合整備計画であります。基本的には国の辺地債の適用区域ということと理解していいかと思いますが、今までと申しますとかなり地域が拡大した。そういう認定を受けたということだと思っておりますが、辺地債適用の基準、今までその基準というのが狭かったのか、新たな基準になってこれだけ拡大が可能になったのか、その辺のところだけちょっと教えていただきたいんですが。

#### 議長（加藤保郎君）

総務防災課長 山田徹君。

#### 総務防災課長（山田 徹君）

ただいまの谷口議員の御質問でございますけれども、辺地の対象の区域が今回、4地区でございましたのが今回8地区に及ぶということで、繰り返しますが、津橋と謡坂と小原と谷が新しく加わったということなんですけれども、これは3年前になると申しますけれども、ふれあ

いバスですね、ふれあい予約バスになりまして、停留所そのものの定期便のバス停が上之郷地区に残念ながらもなくなって、それをカウントできなくなったというようなことがございまして、辺地の辺地度点数が100点以上に点数として上回ってきたというようなことで、そういったことで、今回、総合的にこの8地区を辺地として追加して申請していくということですので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

いわゆる公共交通の拠点、例えば駅だとか定期バスだとか、そういうものの路線ないしはその拠点からの距離、こういうものとして1つ判断材料ということで理解しておいてよろしいですか。そういう意味ですかね。

議長（加藤保郎君）

総務防災課長 山田徹君。

総務防災課長（山田 徹君）

辺地度の点数を計上するには、例えば小学校までの距離だとか、中学校までの距離とか、いろんなものがございまして、その中の一つとして駅または停留所までの最短の距離とございしますので、それを加味したということですので、よろしく願いします。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号 御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについて採決を行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

議長（加藤保郎君）

議案第21号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号 工事請負契約の締結について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

議長（加藤保郎君）

発議第1号 名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）の維持存続に向けた支援を求める意見書についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号 名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）の維持存続に向けた支援を求める意

見書の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（加藤保郎君）

日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

議長（加藤保郎君）

以上で本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまは、第1回定例会に提案させていただきました議案全て議了していただき、可決いただきました。心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

4月1日からこれでスタートが切れるわけでありませうけれども、昨日、県の町村会の評議委員会がありました。町村長全てが集まる会でありませうけれども、先ほど出てきました介護保険での議論がありました。仕組みからいけば、被保険者が50%負担をし、残りの25%を国、12.5%が県、12.5%がそれぞれの市町村が負担をしているわけでありませうけれども、値上げ幅を非常に大きくしていかなければいけないという懸念をそれぞれの首長さんはやはり持つておみえになります。12.5%の市町村負担分の割合を法的に改正はできないものだろうかという発言もございました。ただ、町によっては億単位の負担がふえるということにもなりますので、なかなかそのバランスは変えることはできないんであろうというふうに思います。

私自身、介護保険、右肩上がりでずうっと続いておりますけれども、何とかそれをなだらかな

曲線を描かせたいということを常日ごろから考えております。今、市町村でできることというのは、介護を予防していく、これしかできないというのが現状であります。できる範囲のことを町としてやっていく。介護は誰でも必要になるでしょうけれど、その期間を短くし、看護の期間も短くし、健康な高齢者をどれだけつくっていくか。また、その予備群である40歳以上の方々の特にメタボ対策等々を講じていくことによって、長い目で見て介護保険の伸びをある程度鈍化させることができるのではないかとということで取り組んでおります。まだまだすぐに答えは出ておりませんが、今後も力を入れてそうした施策を進めてまいりたいと思います。

これで定例会を終わりますと地方統一選に突入というような、非常に忙しく皆さんもなるかと思っております。一人一人の主張をしっかりと持っていただいて、やはり政治のレベルで話をしていこうとすると、どうしても自分が支持をした政治家、県議員であるとか、国会議員であるとかという方のお力をかしていただかなければ前に進まないわけでありますので、御嵩町議会議員の皆さんもそれぞれでお考えになりまして、どういう政治家を応援していくのがいいのかということも考えながら行動していただきたいと思っております。

また、統一地方選からは外れておりますけれど、御嵩町では6月30日告示、7月5日投開票ということが選挙管理委員会において決定をされました。これから御嵩町も選挙モードに入っていくわけでありまして、1つやはり私が目標としたいと思っておりますのは、今の地方創生を考えていきますと、今回の定例会でもよその議会ではかなりその部分で議論が伯仲し、実は予算の修正なども行われておりますけれど、スピード感がないと、これはぶら下がっているものも取りには行けないということになります。スピード感というのは、一般の方は議論を尽くして時間をどれだけかけてもいいということになるでしょうが、議会はやはり答えを出すために議論をしているということを認識していただけるような議員に多くの方がなってもらえるとありがたいなと思っております。

この1年のみならず、ここから数年間そういう状況は続くと思っております。リーマンショックのときでも、やはり急遽国が財政出動するというところで、ほぼ1週間でまとめて書類を申請しなければいけないと。議会の皆さんに相談している時間がないというのが現状であります。そういう意味では、首長も選挙で選ばれた立場として、町民のお金をどう有効に使っていくかということは常に考えておりますので、少なくとも議会とも信頼関係を構築しながら行政運営を回していかなければいけないと強く私自身は思っておりますので、ぜひその点も御理解をいただいて、全ては御嵩町民のために働いているという町政の場にしていきたいと思っておりますので、今後とも皆さんにはよろしく願いいたしまして、お礼の言葉とさせていただきます。御苦労さまでございました。ありがとうございました。

## 閉会の宣告

議長（加藤保郎君）

これをもちまして平成27年御嵩町議会第1回定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時48分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員